

Du Contrat Social における sujet の概念

矢 次 眞

- 一 はじめに
 - 二 臣民の概念
 - 三 Du Contrat Social における sujet の語
 - 四 Du Contrat Social における独自の sujet の概念
 - 五 おわりに
-
- 一 はじめに

217

Du Contrat Social における sujet (以下では <sujet/CS> と略記) の概念を表現する日本語として一般に採用されている翻訳語は「臣民」である。⁽¹⁾しかし、「臣民」という日本語が担っている概念と <sujet/CS> の概念は同一なのであろうか、という疑問を強く抱く。というのも、<sujet/CS> の概念が単一ではないと思われるからである。⁽²⁾そこで、本稿では次の順序でこの疑問に対する一つの解答を仮説として提出する。先ず、「臣民」の概念を再構

成する。次に、〈sujet/CS〉という語を検討する。その上で、〈sujet/CS〉の概念を再構成し、再構成された〈sujet/CS〉の概念と「臣民」の概念を比較して両概念の差異を認識する。最後に、再構成された〈sujet/CS〉の概念に対応する日本語の翻訳語を提案して本稿は閉じられる。

- (1) 〈sujet/CS〉という語に対する日本語の翻訳語は基本的には次の通りである。①「臣」(中江兆民訳『民約訳解』弘学塾出版局、一八八二年、井田進也ほか編『中江兆民全集1』岩波書店、一九八三年、六五―二〇〇頁)②「臣民」(市村光恵・森口繁治訳『民約論』有斐閣、一九二〇年)③「臣民」(平林初之輔訳『民約論』岩波書店、一九二七年)④「臣民」(加藤一夫訳『民約論』春秋社、一九二七年)⑤「臣民」(桑原武夫ほか訳『社会契約論』岩波書店、一九五四年)⑥「臣民」(平岡昇・根岸国孝訳『社会契約論』河出書房、一九五六年)⑦「臣民」(平岡昇・根岸国孝訳『社会契約論』角川書店、一九六五年)⑧「臣民」(井上幸治訳『社会契約論』中央公論社、一九六六年)⑨「臣民」(作田啓一訳『社会契約論』白水社、一九七九年)〈sujet/CS〉という語に対する英語の翻訳語は次の通り (Subjects/subjects) である。① Subjects (*Social Contract*, Edited by Ernest Barker, Oxford University Press, 1947) ② subjects (*Rousseau The Social Contract*, translated by Maurice Cranston, Penguin Books, 1968) ③ subjects (*The Social Contract and Discourses*, translated by G. D. H. Cole, J. M. dent & Sons Ltd, 1973) ④ subjects (*The Essential Rousseau*, translated by Lowell bair, A Mentor Book, 1974) ⑤ Subjects (*Jean-Jacques Rousseau Of The Social Contract*, translated by Charles M. Sherover, Harper & Row, Publishers, 1984) ⑥ subjects (*Jean Jacques Rousseau Political Writings*, translated by Frederick Watkins, The University of Wisconsin Press, 1986) ⑦ subjects (*Rousseau's Political Writings*, translated by Julia Conaway Bondanella, W. W. Norton & Company, 1988) ⑧ Subjects (*The Collected Writings of Rousseau Vol. 4*, translated by Judith R. Bush, Roger D. Masters, Christopher Kelly, University Press of New England, 1994) ⑨ Subjects (*The Social Contract and other later political writings*, translated by Victor Gourevitch, Cambridge University Press, 1997) 英語の翻訳語を決定する翻訳者は 〈sujet/CS〉

という語が担わされている概念の認識を前提とせずに Subjects/subjects という翻訳語を決定することが一応は出来るのであるが、日本語の翻訳語を決定する翻訳者は〈sujet/CS〉という語が担わされている概念の認識を前提としなければ日本語の翻訳語を決定することが出来ない筈である。ところが、上記翻訳書においては、〈sujet/CS〉という語に対してほぼ一律に「臣民」「臣」という翻訳語が与えられている。そのことは、翻訳者たちが〈sujet/CS〉という語が担わされている概念の認識という作業を経ることなく、「臣民」「臣」という翻訳語を機械的に与えていた可能性を推測させる。但し、〈sujet/CS〉という語に対して、二つの平岡・根岸訳においては、「臣民」という翻訳語と「臣民（被治者）」という翻訳語と「被治者」という翻訳語が、作田訳においては、「臣民」という翻訳語と「臣民（被治者）」という翻訳語があえて分けて与えられている。「臣民」という翻訳語をすべての〈sujet/CS〉という語に対して一律に与えることに疑問を感じて、特定の〈sujet/CS〉という語に対してだけは「臣民（被治者）」、「臣民（被治者）」、「被治者」という翻訳語をあえて与えたのであろうと推定される。しかし、その特定の仕方及び翻訳語の選定には問題があるように思われる。

(2) (近代) 民主主義の古典という評価を一般に与えられてきた『社会契約論』という作品の中で、批判の対象を指し示す語としてとともに、ルソーが構想する corps politique を構成する概念の一つを表現する語としても、「臣民」という語が使用されていることに違和感を覚える人は少なくないであろう。「ルソーは *seign* ということばを使います。英語では *subjects* ですが、これを『臣民』ということばで考えると、なんだか変てこりんなルソーになってしまいました。」(梅田祐喜『ことばのルソー』冬耕社、一九九九年、一三四頁) という指摘はその一例である。『民約論』の時代(二九世紀―二〇世紀前半)、『社会契約論』の時代(二〇世紀後半)を問わず、翻訳書を手にした夥しい数に上る読者の理解を混乱に陥れてきた「臣民」という翻訳語を二一世紀まで引きずっていくことは避けるべきであるとの提案の論拠を以下の本論を通して提示したい。

二 臣民の概念

臣民という語によって表現されている概念を認識するために各種の辞(事)典を調べてみたい。一般の人々が言葉の意味を認識するに際して依拠する資料が各種の辞(事)典であるからである。

先ず、国語辞典、漢和辞典を資料として臣民の概念がどのように記述されているのかを調べてみよう。

- (1) 「統治権下に支配せらるる人民」(上田万年ほか編『大字典』講談社、一九八〇年(第二三刷)、一八三五頁、一九七年初版)
- (2) 「統治権ニヨリテ、支配セラルル人民。被治者。臣庶。人民。」(大槻文彦・大槻清彦『新編大言海』富山房、一九八六年(新編版第七刷)、一〇八一頁、一九五六年(新訂版))
- (3) 「一国のたみ。一国の人民。臣庶。人民。」(諸橋轍次『大漢和辞典(卷九)』大修館書店、一九八九年(修訂第二版)、三八七頁、一九五八年(初版))
- (4) 「臣たり民たる者。一国の人民。」(小川環樹ほか編『角川新字源』角川書店、一九六八年、八二九頁)
- (5) 「臣としての人民。君主国の人民。また、旧憲法のもとで、天皇、皇・公族以外の者。」(日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』第一巻、小学館、一九七四年、二五六頁)
- (6) 「君主に従属するものとしての国民」(金田一京助ほか『新明解国語辞典(第三版)』三省堂、一九八一年、五九一頁)
- (7) 「君主に従属する国民」(三谷榮一ほか編『要解国語新辞典』清水書院、一九八六年、四七〇頁)
- (8) 「君主国における国民。特に、明治憲法下における天皇・皇公族以外の人。」(松村明ほか編『旺文社国語辞典』

- 旺文社、一九八七年、六一八頁)
- (9) 「君主国の国民。特に、明治憲法下で、日本の国民。」(金田一春彦ほか編『学研国語大辞典』学習研究社、一九八八年、九九六頁)
- (10) 「君主国の臣下・国民。皇族以外の者。Subject。」(梅棹忠夫ほか監修『日本語大辞典』講談社、一九八九年、一〇一三頁)
- (11) 「明治憲法のもとで、日本の人民。天皇・皇公族以外の者。」(新村出編『広辞苑(第四版)』岩波書店、一九九一年、一三四七頁)
- (12) 「①君主に臣として仕える民。臣である人民。一国の民。②君主国の国民。③君主に臣として仕える者と、一般の民衆。」(鎌田正・米田寅太郎『大漢語林』大修館書店、一九九二年、一二七二頁)
- (13) 「臣たり民たる者。一国の人民。民庶。」(尾崎雄二郎ほか編『角川大辞源』角川書店、一九九二年、一四六六頁)
- (14) 「臣としての人民。一国の人民。君主国で、君主に支配されている国民。」(上田万年ほか編『新大辞典』講談社、一九九三年、一九二〇頁)
- (15) 「君主国において、君主に支配されるものとしての人民。旧憲法下において、天皇および皇族を除いた国民。臣。」(松村明編『大辞林(第二版)』三省堂、一九九五年、二三三三頁)
- (16) 「君主国において、君主の支配の対象となる人々。明治憲法下において、天皇・皇公族以外の国民。」(松村明監修『大辞泉』小学館、一九九五年、一三九四頁)
- 次に、代表的百科事典を資料として臣民の概念がどのように記述されているのかを調べてみよう。
- (1) 「一般的には、君主主権の下で、君主に支配されている国民を指す。たとえば日本の明治憲法には、(日本臣民

- タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」(二八条)とあって、天皇と皇族以外の日本人はすべて臣民と呼ばれた。国民主権が成立し、民主主義が普遍化するとともに、臣民は国民にとって代われ、一般的な用語としてはほとんど用いられなくなる。(下中直也編『世界大百科事典』一四卷、平凡社、一九八八年、四七〇頁、阿部斉執筆)
- (2) 「君主国において、国王たる君主の支配する対象者」「日本の場合、明治憲法下において国民」(渡邊静夫編『日本大百科全書』一二卷、小学館、一九九四年(二版)、六九五頁、一九八六年初版)
- 続いて、専門(用語)事(辞)典を資料として臣民の概念がどのように記述されているのかを調べてみよう。
- (1) 「一般に君主国家において、君主の支配の対象である国民」「典型的には近代国家成立の過渡的段階としての統一的絶対主義国家において、上から均質化された国家の公民を君主の側からとらえたばあいの呼称」「日本において臣民という言葉は明治憲法に規定されているように、天皇の統治に絶対に服従すべき国民」(下中弘編『哲学事典』平凡社、一九七一年、七五七頁)
- (2) 「古来、……君主の下での被治者一般」「明治憲法下での国民一般」「明治憲法において、天皇、皇族・公族を除く国民一般の総称」(高柳光寿・竹内理三編『角川日本史事典(第二版)』角川書店、一九七四年、五〇八頁)
- (3) 「一般に君主国の国民」「明治憲法では、国民は皇族、華族、王族、公族、内地臣民および外地臣民に区分され、このうち、通例、皇族以外を臣民と称した」(伊藤正己ほか編『憲法小辞典(増補版)』有斐閣、一九七八年、一九六―一九七頁)
- (4) 「明治憲法体制に基づいて措定された、皇族以外をさす民衆概念。臣は、家来として仕える者を意味するが、国をひとつの大きな家ととらえ、その家を親として統治する君主に対して、すべての民を、『赤子』ととらえる家族国家的なイデオロギーを前提としている。『国民』概念との対比は重要で、近代天皇制の下で臣民とい

う被治者の意味を刻印されたメガニズムには、日本近代の特質が表現されている。」（見田宗介ほか編『社会学事典』弘文堂、一九八八年、四九八頁、佐藤健二執筆）

(5) 「一般に君主制国家において、君主に仕えるもの」「大日本帝国憲法のもとで天皇・皇族をのぞく国民」「臣民

という概念には、身分的差別の要素があるので、近代市民国家以降の民主主義国家における国民や市民の概念とは異質のものである」（原田綱ほか編『現代政治学事典』ブレーン出版株式会社、一九九一年、五〇〇頁）

「臣民」という語に接したとき、人が普通に思い浮かべる概念を以上の資料に基づいて再構成してみると次の二つに大別される。

第一の概念は一般的な概念であり、簡単には、「君主国の国民」と規定される概念である。君主国の存在が大前提である。一方には支配の主体である君主が存在し、他方には支配の客体である被支配者が存在する。両者の関係は支配従関係である。支配者と被支配者は基本的には交代することなく固定的である。支配被支配（服従）関係を前提として、被支配の立場にある人を「臣民」という語で表現するのである。君主だけが主権の主体であり、主権の主体ではない政治社会構成員が「臣民」という名で呼ばれるのである。群臣、重臣、老臣、旧臣、近臣、功臣、忠臣、奸臣、逆臣、乱臣等の語は君主国（君主主権国家）の存在を前提として使用される語であって、それらの語に接した時、人は意識することなく君主国を頭の中に思い浮かべているはずである。それに対して、民主国（国民主権国家）を前提として、政治社会構成員は国民（市民）という名で呼ばれることになる。「臣民」という語は君主国（君主主権国家）の概念を前提とする「臣民」の概念を担わされているのであり、国民（市民）という語は民主国（国民主権国家）の概念を前提とする国民（市民）の概念を担わされているのであるから、民主国（国民主権国家）においては「臣民」という語が存在する余地はなくなるのである。

この概念を「臣民」の概念Aと名づけることにする。

第二の概念は特殊な（＝大日本帝国憲法（大日本帝国憲法体制）上の）概念であり、簡単には、「皇族以外の国民」と規定される概念である。

この概念を「臣民」の概念Bと名づけることにする。

ここで試みられたことは、ただ一つの絶対的に正しい「臣民」の概念を認識することではもとよりない。「臣民」という語に接したとき、人が普通に思い浮かべる概念を認識することであった。

次の問題は、〈sujet/CS〉という語を通してルソーが表現を目指していた概念は、以上にまとめられた「臣民」の概念Aと同一なのか、という問題である。続いて、その問題の検討に移りたい。

三 Du Contrat Social における sujet の語

Le Grand Robert (以下では〈GR〉と略記)に依拠して、sujet という語の意味を認識する作業から始めたい。sujet という語の意味は、〈GR〉では三つの見出しに分けて記述されているのであるが、本稿が問題としている〈sujet/CS〉という語に関係する sujet は二番目の見出しの sujet であり、その一である⁽¹⁾。そこで、その見出しの sujet という語の意味記述を検討する。

Personne soumise à une autorité souveraine

これが二番目の見出しの sujet の一の意味記述である。une autorité souveraine の存在を前提として、その autorité souveraine に従属する人が sujet という語が担っている意味である。類義語として、Gouverné と infé-rieur が挙げられている。autorité souveraine の具体例として、monarque、souverain、seigneur、suzerain、

が例示されている。⁽²⁾ sujet という語は monarche' souverain' seigneur' suzerain' という語の存在を前提として、それらの語との関係において、それらの語に対するものとして存在する。

その関係を図示すれば次のようになる。

- ① autorité souveraine
 ② autorité souveraine ← personne = sujet
 ③

monarque ← soumettre → personne = sujet
 souverain ← soumettre → personne = sujet
 seigneur ← soumettre → personne = sujet
 suzerain ← soumettre → personne = sujet

以上の認識を前提として *Du Contrat Social* における sujet という語を調べてみると、この意味を担っているとは推定される sujet という語が15箇所で使用されている。⁽³⁾

以上の sujet が従属している相手は roi' Roi' despote' puissances' prince' Prince' Pierre' despotisme' Gouvernement である。

その関係を図示すれば次のようになる。

- ① autorité souveraine
 ② autorité souveraine ← personne = sujet

③

roi	↑	soumettre	↑	personne = sujet
Roi	↑	soumettre	↑	personne = sujet
despote	↑	soumettre	↑	personne = sujet
puissances	↑	soumettre	↑	personne = sujet
prince	↑	soumettre	↑	personne = sujet
Prince	↑	soumettre	↑	personne = sujet
Pierre	↑	soumettre	↑	personne = sujet
despotisme	↑	soumettre	↑	personne = sujet
Gouvernement	↑	soumettre	↑	personne = sujet

以上の *sujet* という語が担わされている概念を〈*sujet/CS*〉の概念Aと名づけ、その概念を規定すれば次のようになる。

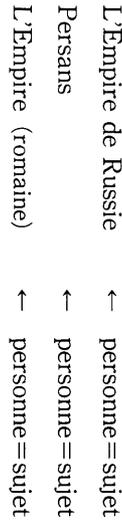
sujet とは、*autorité souveraine* の存在を前提として構成された政治社会において、その *autorité souveraine* が一方的に下した命令に、その命令の内容が自らの意志に合致するか否かにかかわらず、無批判的に従属することを余儀なくされている人、である。

次に、〈*sujet/CS*〉の概念Aとは異なる概念を担わされていると推定される *sujet* の語が三箇所で使用されている。⁽⁴⁾

以上の *sujet* が従属している相手は *L'Empire de Russie*、*Persans*、*L'Empire (romaine)* である。

その関係を図示すれば次のようになる。

- ① autorité souveraine
- ② autorité souveraine ↑ personne = sujet
- ③



以上のsujetという語が担わされている概念を〈sujet/CS〉の概念Bと名づけ、その概念を規定すれば次のようになる。

sujetとは、autorité souveraineの存在を前提として構成された政治社会の外部に存在して、そのautorité souveraineが一方的に下した命令に、その命令の内容が自らの意志に合致するか否かにかかわらず、無批判的に従属することを余儀なくされている人、である。

L'Empire de Russie (ロシア帝国) に従属させられている Tartares (タタール人)、Persans (ペルシヤ人) に従属させられている Armeniens (アルメニア人)、L'Empire (romaine) (ローマ帝国) に従属させられている sujets (属領民) がルソーの挙げている具体例である。

次に、〈sujet/CS〉の概念A、〈sujet/CS〉の概念Bとは異なる概念を担わされていると推定されるsujetの語が一箇所で使用されている。⁽¹⁵⁾

そのsujetという語が担わされている概念を〈sujet/CS〉の概念Cと名づけ、その概念を規定すれば次のように

なる。

sujet とは、ジュネーヴ共和国の paysan に相当する、ヴェネチア共和国の 1 身分である。

ところで、上記三つの sujet の概念を担わされていない sujet の語が *Du Contrat Social* の中には多数存在する。それらの語こそが本稿が認識の対象としているルソー独自の sujet の概念を担わされている sujet という語であり、それらは二九箇所で使用されている。⁽⁶⁾

それらの sujet という語によって担わされている sujet の概念を〈sujet/CS〉の概念Dと呼び、その概念を認識する作業に移りたい。

(1) Paul Robert, *Le Grand Robert de la langue française*, deuxième édition, entièrement revue et enrichie par Alain Rey, Le Robert, 1987, tome IX, pp. 24-25.

〈GR〉には「sujet」という語が担わされているさまざまな意味が記述されているのであるが、sujet という語の難しさについては次の文献を参照。酒井直樹・西谷修『世界史』の解体—翻訳・主体・歴史』以文社、一九九九年（特に、一六七—二〇一頁）。

(2) sujet が従属する対象を表現する語を更に挙げれば以下の如くである。Antrusion' pairs' Feudataire' Ban°

(3) 使用した *Du Contrat Social* のテキストは次の通りである。Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat Social*, Œuvre Complètes, ed. B. Gagnebin et M. Raymond, tome III, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1964, pp. 347-470. (以下、引用する場合は、Pléiade, OC, tome III と表記する) 後掲『*Du Contrat Social*』における sujet という語と概念の「一覧表」における概念の列の A。

(4) 後掲『*Du Contrat Social*』における sujet という語と概念の「一覧表」における概念の列の B。

(5) 後掲『*Du Contrat Social*』における sujet という語と概念の「一覧表」における概念の列の C。

(6) 後掲「*Du Contrat Social*におけるsujetという語と概念の「一覧表」における概念の列のD。

四 *Du Contrat Social*における独自のsujetの概念

(A) <sujet/CS>の概念Dの構成段階

次の段階を経て <sujet/CS> の概念Dは構成される。

(1) 第一段階・<individu/CS>の概念

<individu/CS> という語が担わられている概念から出発した。individu という語の意味は、<GR>に拠れば「*Corps organisé vivante d'une existence propre et qui ne saurait être divisé sans être détruit*」と記述されている。この概念は、*Du Contrat Social*に於ては「qui par lui-même est un tout parfait et solitaire」[それだけべての完全単独な全体]とあり、「l'existence physique et indépendante que nous avons tous reçue de la nature」[すべてを自然から受け取った身体を持ち独立した存在]である」と規定されている。

(2) 第二段階・<individu comme homme/CS>の概念

<individu/CS> の概念に「homme/CS」の概念が付加されると新しい概念が構成される。その概念を表現する語は「<individu comme homme/CS>」という語である。⁽¹⁾「homme/CS」の概念は「<volonté particuliere/CS>」の主体であり、その意志に導かれて行為する主体である」と規定される。

<individu comme homme/CS> という語が担わされている概念を特定のレベルで表現する語が「particulier/CS」という語である。

(3) 第三段階・<associé/CS>の概念

〈individu comme homme/CS〉の概念に〈contrat social/CS〉の概念が付加されると新しい概念が構成される。その概念を表現する語が〈associe/CS〉という語である。

〈associe/CS〉の概念の前提は〈contrat social/CS〉の概念である。

(4) 第四段階・〈citoyen/CS〉の概念

〈associe/CS〉の概念に〈participation à l'autorité souveraine/CS〉の概念が付加されると新しい概念が構成される。その概念を表現する語が〈citoyen/CS〉という語である。

(5) 第五段階・〈sujet/CS〉の概念D

〈associe/CS〉の概念に〈soumission aux lois de l'Etat/CS〉の概念が付加されると新しい概念が構成される。その概念を表現する語が〈sujet/CS〉という語である。⁽²⁾

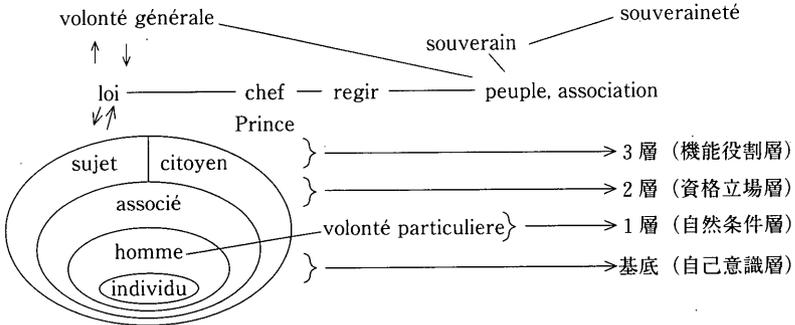
(B) 〈sujet/CS〉の概念Dの規定

sujet という語が *Du Contrat Social* においてルソーによって担わされている独自の概念を規定すれば次のようになる。

sujet とは、homme という本質を持ち、その本質に基本的には規定されていることを前提として、contrat social を締結して associe という資格を獲得し、その上で、citoyen という役職（公職）に就いて自らが peuple の一員として制定に参加した、volonté générale の表現としての loi を遵守して行為する individu である。

以上のように規定された〈sujet/CS〉の概念Dを図示すれば次頁の図のようになる。

〈sujet/CS〉の概念Dは homme という本質を持つ individu がその本質にかかわる目的を実現するために締結



した *contrat social* に基づいて設立した *société politique* の中に設定された *loi* という規範に従って行為するという特定機能(役割)を遂行するための役割(公職)である。⁽³⁾ *homme* という本質にかかわる目的を実現するために *contrat social* を締結して *société politique* の構成員、すなわち *associé* になった *individu* は如何なることがあろうとも全員が *loi* という規範に従って行為するという特定機能(役割)を遂行するための役割(公職)に就いて *loi* という規範に従って行為しなければならないのである。そうであるにもかかわらず、*loi* という規範に従って行為しない *associé* がいるならば、その *associé* は *le premiere convention* (最初の約束) すなわち *contrat social* に違反しているのであるから、当然、*loi* という規範に従わない行為を *loi* という規範に従う行為に変更することを強制されることになる。⁽⁴⁾

たとえ一人だけであったとしても、*loi* という規範に従って行為しない *associé* がいるならば *société politique* は崩壊への一步を踏み出してしまふからである。

homme という本質を持つ *individu* がその本質にかかわる目的を実現するために締結した *contrat social* に基づいて設立した *société politique* の中に設定された *loi* という規範に従って行為するという特定機能(役割)を遂行するための役割(公職)を担当するとともに *associé* は *homme* という本質を持つ *individu* がその本質にかかわる目的を実現するために締結した *contrat social* に基づいて設立した *société politique* の意志、すなわち *volonté générale* の表現としての *loi* の制定に

直接参加するという役職（公職）をも担当しているという点が重要である。この役職（公職）を前提としてはじめ *«sujet»* という役職（公職）が設置されているのである。

(C) *«sujet/CS»* の概念Dと「臣民」の概念Aとの差異

(1) *«sujet/CS»* の概念Dと *«sujet/CS»* の概念Aとの差異

既に規定された *«sujet/CS»* の概念Aを図示すれば次頁の図のようになる。

この概念図によって理解される *«sujet/CS»* の概念Aと *«sujet/CS»* の概念Dの差異は次の通りである。

«sujet/CS» の概念Aにおいては、2層（資格立場層）が *sujet* であるのに対して、*«sujet/CS»* の概念Dにおいては、2層（資格立場層）が *associe* である。次に、*«sujet/CS»* の概念Aにおいては、3層（機能役割層）が *sujet* であるのに対して、*«sujet/CS»* の概念Dにおいては、3層（機能役割層）が *citoyen* であり、続いて *sujet* である。 *«sujet/CS»* の概念Aにおいては、3層（機能役割層）に *citoyen* がないのである。

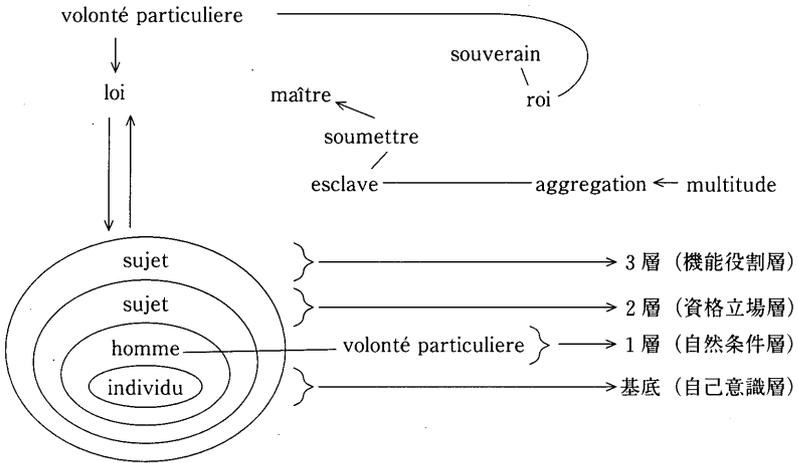
(2) *«sujet/CS»* の概念Aと「臣民」の概念Aとの類似
«sujet/CS» の概念Aと「臣民」の概念Aとの類似点は次の通りである。

«sujet/CS» の概念Aにおいても「臣民」の概念Aにおいても、2層（資格立場層）が *sujet*（臣民）であり3層（機能役割層）も *sujet*（臣民）であるという点において類似している。

(3) *«sujet/CS»* の概念Dと「臣民」の概念Aとの差異

«sujet/CS» の概念Dと「臣民」の概念Aとの差異は次の通りである。

「臣民」の概念Aにおいては、2層（資格立場層）が *臣民* であるのに対して、*«sujet/CS»* の概念Dにおいては、



2層（資格立場層）が *associé* である。次に、「臣民」の概念Aにおいては、3層（機能役割層）も臣民であるのに対して、〈sujet/CS〉の概念Dにおいては、3層（機能役割層）が先ず *citoyen* であり、続いて *sujet* である。「臣民」の概念Aにおいては、3層（機能役割層）に *citoyen* がなないのである。

「臣民」の概念Aは〈sujet/CS〉の概念Aと近似している。それゆえ、「臣民」の概念Aは〈sujet/CS〉の概念Dとは全く異なる。〈sujet/CS〉の概念Dが〈sujet/CS〉の概念Aを否定するものとして、〈sujet/CS〉の概念Aの対立概念として構成されたのと同様、〈sujet/CS〉の概念Dは「臣民」の概念Aを否定するものとして、「臣民」の概念Aの対立概念として存在しているのである。

(一) En effet chaque individu peut comme homme avoir une volonté particulière contraire ou dissemblable à la volonté générale qu'il a comme Citoyen.

(Pléiade, OC, tome III, p. 363)

(二) 〈sujet/CS〉の概念Dと〈sujet/CS〉11を含む文の中で使用されている〈citoyen/CS〉の語が担われている概念は並列関係にある同一レベルの概念である。しかし、〈sujet/CS〉18を含む文の中で使用されている〈citoyen/CS〉の語が担われている概念は〈sujet/CS〉の概念

Dとは同一のレヴェルにはない。〈sujet/CS〉18を含む文の中で使用されている〈citoyen/CS〉の語が担わされている概念が担われるべきである語は本来は〈associé/CS〉の語である。

(3) 〈sujet/CS〉の概念Dが役職(公職)を表しているということは次のテキストからも導き出すことが出来るであろう。

Il s'agit donc de bien distinguer les droits respectifs des Citoyens et du Souverain, et les devoirs qu'ont a remplir les premiers en qualité de sujets, du droit naturel dont ils doivent jouir en qualité d'hommes. (Pléiade, OC, tomeIII, p. 373)

en qualité de sujets は「sujetsとどう役職(公職)に就いている時」と理解してよいと思われる。Les premiers はCitoyensを受けているが、第一篇第六章におけるCitoyenの概念規定を前提として語を正確に使用するならば、les associésとどう語をルソーは使用すべきであったと思われる。

(4) Afin donc que le pacte social ne soit pas un vain formulaire, il renferme tacitement cet engagement qui seul peut donner de la force aux autres, que quiconque refusera d'obéir à la volonté générale y sera contraint par tout le corps : ce qui ne signifie autre chose sinon qu'on le forcera d'être libre ; (Pléiade, OC, tomeIII, p. 364)
錯綜した解釈が提出されてきた上記テキストにかかわる。

五 おわりに

ルソー独自のsujetの概念、すなわち〈sujet/CS〉の概念Dを表現する翻訳語を提案して本稿を締めくくりたい。「臣民」という語によって代表される既存の翻訳書において採用されてきた翻訳語が不適切であることは既に明らかである。⁽¹⁾ それでは、どのような翻訳語が認識された〈sujet/CS〉の概念Dを表現する翻訳語としては適切なのであろうか。

その作業を開始するにあたって確認しておくべきことがある。第一に、〈sujet/CS〉の概念Dが日本にはもともと存在しなかったということである。だから、そのような〈sujet/CS〉の概念Dを表現する日本語はどこにも存在しないということである。第二に、それ以上に確認されなければならないこと、それは〈sujet/CS〉の概念Dを表現するフランス語自体が存在しなかったということである。⁽²⁾

そこで、そのような〈sujet/CS〉の概念Dを表現する日本語は「臣民」という語を含む日本語の語彙の中から探し出すのではなく、新たに造り出されなければならないということになる。しかし、既に再構成を試みた〈sujet/CS〉の概念Dの複雑な構造を念頭に置くとき、一語でその概念を表現できる日本語を造りだすことが不可能であるばかりではなく、厳密に言えば、日本語に置き換えること自体が不可能なのである。⁽³⁾ そのことを承知の上で、便宜的な翻訳語に過ぎないという条件を付けた上で、「遵法者という役割を担うという側面における政治社会設立(加入)契約締結者」(あるいは、「遵法者/政治社会設立(加入)契約締結者」という翻訳語をすでに不満足な一案として提示するだけで、不可能な最適翻訳語(正しくは最適翻訳表現)をそれでも更に模索するという課題を抱えながら本稿を閉じることにしたい。⁽⁴⁾

(1) 筏津氏による「一員」という翻訳語は「臣民」という翻訳語よりは好ましいと思われる(筏津安恕『失われた契約理論』昭和堂、一九九八年、二一〇頁)。しかし、sujetという語に対して「一員」という翻訳語を与えるとともに citoyen という語に対しても同じ「一員」という翻訳語を与えている点は問題であると思われる。「一員」という翻訳語を associe という原語に対して与えることは可能であるとしても、sujet という原語に対して、更に citoyen という原語に対しては与えられないと考える。

(2) 「ランゲージは自然に対置された人間文化 la culture の源であり、ラングは社会との関係において歴史的、地理

的に多様化している個別文化 *les cultures* にあたる」(丸山圭三郎『ソシユールの思想』岩波書店、一九八一年、八〇頁)と説明されているソシユールの概念を使うとすれば、一八世紀中期のフランス語というラング、「フランス語ほどあらゆる意味で、思っていることをそのまま語り難い言語はない」(Jean-Jacques Rousseau, *Emile ou de l'éducation*, *Œuvre Complètes*, ed. B. Gagnebin et M. Raymond, tome IV, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1969, p. 649) とボワローに反対してルソーによって評価を下されたフランス語というラングをルソーのランガージュが人知れず突き破っていたと言ってもよいのであろう。

ルソーのランガージュ(潜在的な能力)が一八世紀中期のフランス語というラング(顕在的社会制度)の壁にぶつかり、行く手を阻まれながらも、じつとその前で立ちつくすことなく、その壁を打ち砕いて行く中で、新しいラングを持たないランガージュは古いラングを仕方なく借り着としていたのである。

だから、一八世紀中期のフランス語というラングを対象として編集された仏仏辞典をコードとして〈sujet/CS〉という語が担わされている〈sujet/CS〉の概念Dを認識しようとする試みは徒労に終わる筈である。

ところで、*Du Contrat Social* の読み手としてルソーが想定していたジュネーヴ共和国の構成員の頭の中にある *sujet* とこの語は、*citoyen*、*bourgeois*、*natif*、*habitant* との関係の中にある *sujet* であったと思われるので、ジュネーヴ共和国の構成員が〈sujet/CS〉とジュネーヴ人に出会った時、*citoyen*、*bourgeois*、*natif*、*habitant* との関係における *sujet* のシニフィエが頭の中に充満して、〈sujet/CS〉の概念Dは認識されてはいなかったのではないかと、と思われる。

(3) 九鬼周造が『「いき」の構造』(岩波書店、一九七九年、但し初出は一九三〇年)を通して明らかにした、「いき」という日本語が担わされている概念を表現する外国語の造語不可能性(「九鬼が『いき』の構造』で試みるのは、その言葉の翻訳不可能性を論証することである)。ミラー・ヴィスワナサン「『いき』の構造」ある外国人の分析」『理想』六四三号、一九八九年、一二四頁)と同様のことが立場を逆にして言えるであろう。

(4) 「すべての発話行為は、パロールの意味 *sens* が文脈の意味作用 *signification* に依存することによってのみ生じ、

この意味作用はラングの価値 *valeur* に依存することによってのみ生ずるといふ拘束性のもとにあるが、第二のパロール行為によって新たに生み出される意味は、この逆の順をふんで文脈の意味作用をずらし、ラング内の価値の再布置化をうながすという意味で、パロール側からのラング変革の実践である」(丸山圭三郎『ソシュールを読む』岩波書店、一九八三年、二八五―二八六頁)とすれば、一八世紀中期のフランス語という「言葉が制度化している世界」(Maurice Merleau-Ponty, *Phénoménologie de la perception*, Gallimard, 1945, p. 214)の中で、「強制的観察」(ロマン・ヤコン)の強風を正面から受けながら、ルソーは「パロール側からのラング変革の実践」をしていたと言ってもよいのであろう。

ところで、「語は体系に依存している」(丸山圭三郎、前掲書、一九八一年、九六頁)のであるから、*Du Contrat Social* の総体が理解されてはじめて「sujet/CS」の概念Dも漸く理解されることになるのであるが、「言語の表現力には限界があるために、私は複数の言葉の間の矛盾を避けることが出来なかったのである。」(Platiade, OC, tome III, p. 373)とか、「原稿を執筆しながら、同じ言葉に同じ意味を常に付与することは、長編作品の場合には、不可能である、と何度も私は思った。私たちの考えが変化し得るのに対応して、それに相当する言葉、いいまわし、文章を提供してくれる程十分に満足できる言語は存在しないのである。」(Platiade, OC, tome IV, p. 345)とかの正直な告白をルソー自身の口から聞かされると *Du Contrat Social* の総体の理解は易しくはないということを改めて確認せざるを得ない。

「Du Contrat Social」における sujet という語と概念の一覧表

語	頁 行	概念
(01) <sujet/CS>01	(p. 351/10)	主題
(02) <sujet/CS>02	(p. 351/23)	主題
(03) <sujet/CS>03	(p. 355/19)	A
(04) <sujet/CS>04	(p. 355/25)	A
(05) <sujet/CS>05	(p. 355/27)	A
(06) <sujet/CS>06	(p. 355/30)	A
(07) <sujet/CS>07	(p. 357/30)	A
(08) <sujet/CS>08	(p. 357/32)	A
(09) <sujet/CS>09	(p. 360/20)	主題
(10) <sujet/CS>10	(p. 361/34)	A
(11) <sujet/CS>11	(p. 362/07)	D
(12) <sujet/CS>12	(p. 362/24)	D
(13) <sujet/CS>13	(p. 363/22)	D
(14) <sujet/CS>14	(p. 363/27)	D
(15) <sujet/CS>15	(p. 363/42)	D

(16)	<sujet/CS>16	(p. 365/12)	主題
(17)	<sujet/CS>17	(p. 366/35)	A
(18)	<sujet/CS>18	(p. 373/06)	D
(19)	<sujet/CS>19	(p. 373/15)	D
(20)	<sujet/CS>20	(p. 375/05)	D
(21)	<sujet/CS>21	(p. 375/18)	D
(22)	<sujet/CS>22	(p. 379/14)	D
(23)	<sujet/CS>23	(p. 386/15)	A
(24)	<sujet/CS>24	(p. 386/21)	B
(25)	<sujet/CS>25	(p. 387/14)	A
(26)	<sujet/CS>26	(p. 394/38)	主題
(27)	<sujet/CS>27	(p. 396/12)	D
(28)	<sujet/CS>28	(p. 396/40)	D
(29)	<sujet/CS>29	(p. 397/04)	D
(30)	<sujet/CS>30	(p. 397/20)	D
(31)	<sujet/CS>31	(p. 397/21)	D
(32)	<sujet/CS>32	(p. 397/25)	D
(33)	<sujet/CS>33	(p. 397/28)	D

- (34) <sjuet/CS>34 (p. 398/12) D
- (35) <sjuet/CS>35 (p. 400/18) D
- (36) <sjuet/CS>36 (p. 402/18) D
- (37) <sjuet/CS>37 (p. 409/23) A
- (38) <sjuet/CS>38 (p. 409/39) D
- (39) <sjuet/CS>39 (p. 414/02) D
- (40) <sjuet/CS>40 (p. 415/33) A
- (41) <sjuet/CS>41 (p. 416/07) A
- (42) <sjuet/CS>42 (p. 417/21) B
- (43) <sjuet/CS>43 (p. 419/17) D
- (44) <sjuet/CS>44 (p. 419/33) A
- (45) <sjuet/CS>45 (p. 423/37) A
- (46) <sjuet/CS>46 (p. 425/32) B
- (47) <sjuet/CS>47 (p. 427/09) D
- (48) <sjuet/CS>48 (p. 433/30) D
- (49) <sjuet/CS>49 (p. 443/08) C
- (50) <sjuet/CS>50 (p. 467/37) D
- (51) <sjuet/CS>51 (p. 467/38) D

(52) <sujet/CS>52	(p. 468/11)	D
(53) <sujet/CS>53	(p. 468/18)	D